

仙台市
中心部震災メモリアル拠点検討委員会
報告書（素案）

中心部震災メモリアル拠点検討委員会

令和 2 年〇月

仙台市中心部震災メモリアル拠点検討委員会報告書

目 次

1	はじめに	
(1)	東日本大震災の概要	1
(2)	東日本大震災の経験が持つ意味	1
2	本拠点のあり方	
(1)	本市震災復興メモリアル事業における位置付け	3
(2)	本拠点の基本的な理念－“災害とともに生きる文化の創造”	3
3	本拠点の機能	
(1)	記憶の拠り所として想像と創造を喚起する“記憶の樹”としての機能	5
(2)	日常の交流・賑わい中で震災の記憶に触れる機能	6
4	立地の基本的要件	7
5	今後の検討課題	7
6	参考資料	
(1)	メモリアルに関する取組みの状況	8
(2)	検討経過等	8

1 はじめに

(1) 東日本大震災の概要

① 地震の概要

地震名	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震
発生日時	平成23年3月11日14時46分
震央地名	三陸沖(北緯38度06.2分、東経142度51.6分)
規模	マグニチュード9.0
最大震度	7(宮城県栗原市)
市内震度	6強(宮城野区)、6弱(青葉区・若林区・泉区)、5強(太白区)
津波の高さ	仙台港7.1m(推定値)

② 被害の概要(仙台市内、令和2年3月1日現在)

人的被害	死者904名、行方不明者27名、負傷者2,275名
建物被害	全壊30,034棟、大規模半壊27,016棟、半壊82,593棟、一部損壊116,046棟
宅地被害	地震による被害の程度が危険又は要注意と確認された宅地5,728宅地
津波浸水	被害を受けた世帯8,110世帯
浸水面積	約4,500ha
被害額	推計約1兆3,045億円

(2) 東日本大震災の経験が持つ意味

[世界史的規模の災害における被災経験の多様性]

- ・東日本大震災はマグニチュード9.0という国内観測史上最大規模の地震に端を発して、巨大な津波や数多くの地滑りなど、様々な事象が複合的に発生し、本市のみならず、東日本一帯に大きな被害をもたらした世界的にも類を見ない災害です。
- ・広域的で複合的な災害であるがゆえに、被災の様相やその体験から何を感じ取るかということは、地域や個人で大きく異なり、まさに一つに括ることができない多様な経験がそこにあります。

[人間社会のあり方を問われるほどの経験]

- ・東日本大震災では、津波や地滑りといった自然の力による直接的な被害に加え、燃料供給や通信手段の途絶、原発事故などが発生し、市民生活や企業活動などに大きな影響が生じました。
- ・人々の想像を超えた自然の力が、人間社会の脆弱性を表面化させた出来事であり、その後の人間社会のあり方を問われるような経験がそこにあります。

[記憶や経験を伝えることの重要性と困難さを認識させられた経験]

- ・東日本大震災が発生する遥か以前、869年の貞観地震、1611年の慶長三陸地震などでも仙台は被害を受けてきました。先人は、神社や石碑など様々な形で大津波の襲来に対する警鐘を後世に伝えようとしたにも関わらず、現代の人々はそれを受け止め、十分に備えることはできませんでした。
- ・再び発生するかもしれない災害に備えるため、記憶を残し、経験を伝えることの重要性とともに、人間の一生を越えた時間間隔の中で伝えることの困難さを認識させられた経験がそこにあります。

2 本拠点のあり方

(1) 本市震災復興メモリアル事業における位置付け

- ・ 仙台市は、震災復興メモリアル事業に有識者の意見を反映させることを目的として、「仙台市震災復興メモリアル等検討委員会」を平成 25 年 7 月に設置しました。
- ・ その委員会は約 1 年半の間に 10 回開催され、平成 26 年 12 月に、議論の成果が「仙台市震災復興メモリアル等検討委員会報告書」として取りまとめられました。
- ・ この報告書において、震災の記憶と経験を未来や世界へつないでいくためには、継承のための拠点が必要であることや、仙台市では中心部と沿岸部でそれぞれの場所の特性を生かしながら事業展開していくことが有効であるといった提言がされたところです。

(2) 本拠点の基本的な理念－“災害とともに生きる文化の創造”

- ・ 5 年・10 年と時間の経過とともに人々から震災の記憶が風化していく中において、震災の記憶や経験をそのまま伝えるだけではなく、それらを未来につないでいく視点がより重要性を増していきます。
- ・ 仙台は、869 年の貞観地震、1611 年の慶長三陸地震と大きな地震や津波の被害を受けるなど、自然災害の歴史を有するとともに、約 30 年ごとに繰り返すと言われている宮城県沖地震や今後発生が危惧される利府・長町断層の直下型地震、河川の氾濫による水害など、今後も災害が繰り返し発生し得る都市です。
- ・ 地震、津波、水害等の自然災害や社会システムの途絶による都市型災害など、災害の要因や被害の様相、またそれを乗り越える術も時代や地域によって異なります。
- ・ 世界史的・文明史的な災害である東日本大震災の経験や教訓をまちづくりにおける重要な歴史の一つと捉え、“東日本大震災”という記憶を、世代を越えて社会全体が想起可能なものとして伝えながら、震災によって突き付けられた“人間社会のあり方”という大きな課題を視野に、災害を乗り越える知恵を時代や地域にふさわしい形で創造していくことが必要です。
- ・ 脱スパイクタイヤ運動をはじめ、市民力で諸課題に挑み、克服してきた“市民協働のまち・仙台”として、被災各地とつながる拠点性や、知的・

経済的資源の集積する特性を活かし、豊富な市民力で、災害を乗り越える知恵を生み出し、風土や歴史に培われてきた仙台のまちづくりに重ね合わせることで、仙台の災害文化(災害は発生するものと認識した上で、災害が起きても、それを乗り越える術を持った社会文化)を創造し、継承していきます。

- また、東日本大震災を契機として、第3回国連防災世界会議が2015年に仙台で開催され、2030年までの国際的な防災の取組指針“仙台防災枠組”が採択されました。採択都市である仙台は、本拠点の取組みを通じて、災害とともに生きる文化を国内外に発信し、各地の防災力向上に貢献するとともに、災害の経験や教訓を活かした先駆的なモデルとして、“新たな都市ブランドの形成”にも寄与します。

3 本拠点の機能

- ・市民をはじめとする様々な人が、東日本大震災を思い起こし、交流・活動する中で“災害を乗り越える知恵”を創造するために、記憶の拠り所として、記録や発信、事業運営、コーディネート、地域での調査・展開等の担い手を有し、想像と創造を喚起する機能を設けます。
- ・また、東日本大震災という出来事や、そこにある経験、教訓を身体化（知識や経験などを自らの感覚として会得すること）し、世代を越えて市民共有の記憶とするために、市民が日常の中で記憶の拠り所に繰り返し触れられる仕組みをつくります。

(1) 記憶の拠り所として想像と創造を喚起する“記憶の樹”としての機能

① 震災の記憶を保ち、想像や創造の土台となる“記憶の根”

- ・人々が震災の記憶を託す場所として、震災の記憶を蓄積し、歴史的な関わりも意識しながら、時代の変化に応じた多様な視点と知覚・対話等の多様な手段で表現することで、人々の想像力を喚起し、これからの災害への思考につながります。
- ・震災の記憶のみならず、“記憶の枝”で創造した新たな知恵も蓄積・表現することで、“記憶の枝”による創造や社会への実装も支えます。
- ・東北の中心的な都市、“仙台防災枠組”の採択都市として、各地のアーカイブと連携しながら、震災の記憶を発信し、国内外の関心を被災各地につながります。

② 震災の記憶を日常の中で表し続ける“記憶の幹”

- ・日常の中で震災全体の記憶を表象し、市民一人ひとりが想いを寄せられる環境を持つことで、その時代に生きる人々の関心を、東日本大震災という出来事や、そこにある経験、教訓につながります。

③ 災害を乗り越える知恵の創造を喚起する“記憶の枝”

- ・市民や研究者をはじめ、国内外の異なる経験や知見を持つ人をつなぐことで、震災の経験や教訓を糧にした交流や議論、地域での調査などを通じて、災害を乗り越える知恵を創造し、教育や文化、経済などまちづくりの多様な視点を持って地域で展開することで、社会への実装を図ります。

- ・被災各地の情報や各地で震災の事を案内できる人を紹介するなど、市民をはじめ、国内外から訪れる人を被災各地につなぎます。
- ・知恵の創造や発信、被災各地への案内などを通じて、国内外の防災力向上に貢献します。

(2) 日常の交流・賑わい中で震災の記憶に触れる機能

- ・市民が日常の交流・賑わいを通じて、“記憶の拠り所”に繰り返し触れることで、東日本大震災という出来事を継承します。
- ・また、3月11日には“記憶の拠り所”を中心とした空間が、市民一人ひとりが想いを寄せる追悼の場にもなります。

4 立地の基本的要件

- ① 都市のアイデンティティを象徴的に示す場所であること
 - ・東日本大震災を中心にまちの歴史を振り返りながら、これからの未来を展望することで、“災害とともに生きる文化”を仙台の災害文化として創造し、国内外に掲げていくためには、都市のアイデンティティを象徴的に示す場所であることが求められます。
- ② 多くの人が行き交い、交流できる場所であること
 - ・市民が日常の中で記憶の拠り所に繰り返し触れるとともに、新たな世代の関わりによる継続的な想像と創造を展開するためには、多くの人々が日常的に行き交い、交流できる場所であることが求められます。
- ③ 他とのつながりを作れる場所であること
 - ・東北の玄関口として、国内外から訪れる人を被災各地につなぎつつ、東日本大震災の記憶を継承し、また、それらの地域と連携しながら災害を乗り越える知恵を創造するためには、交通利便性が良く、他とのつながりを作れる場所であることが求められます。

5 今後の検討課題

- ① 機能や具体的な活動に関する詳細
- ② 他施設との具体的な機能分担や連携
- ③ 本拠点の形態や規模に関する詳細
- ④ 本報告の趣旨を実現するための効果的な手法等

6 参考資料

(1) メモリアルに関する取組みの状況

- ① 本市内における震災メモリアルの取組み状況
- ② 他の災害メモリアル施設等の状況

(2) 検討経過等

- ① 中心部震災メモリアル拠点検討委員会 委員名簿
- ② 中心部震災メモリアル拠点検討委員会設置要綱
- ③ 検討経過

平成 30 年度		
第 1 回委員会	平成 31 年 1 月 30 日(水)	(1) 委員会の運営について (2) 委員会の役割等について (3) 震災復興メモリアルに関するこれまでの取組状況等について
第 2 回委員会	平成 31 年 3 月 28 日(木)	(1) 第 1 回検討委員会における議論の振り返り (2) 今後のスケジュールについて (3) 中心部震災メモリアル拠点のあり方について
平成 31 年度		
第 3 回委員会	令和元年 5 月 16 日(木)	(1) 中心部震災メモリアル拠点のあり方について (2) 市民参加イベント等の開催について (3) 今後のスケジュールについて
第 4 回委員会 (市民参加型)	令和元年 9 月 1 日(日)	(1) 中心部震災メモリアル拠点の検討経過について (2) 市民参加イベントの開催結果について (3) 中心部震災メモリアル拠点の役割について (4) 今後のスケジュールについて
第 5 回委員会	令和元年 10 月 28 日(月)	(1) 中心部震災メモリアル拠点の役割及び機能について (2) 今後のスケジュールについて
第 6 回委員会	令和 2 年 2 月 4 日(火)	(1) 中心部震災メモリアル拠点に関する報告書のとりまとめに向けて (2) 今後のスケジュールについて
第 7 回委員会	令和 2 年 3 月 27 日(金)	(1) 中心部震災メモリアル拠点に関する

		る報告書の骨子について (2) 今後のスケジュールについて
令和2年度		
第8回委員会	令和2年5月18日(月)	(1) 中心部震災メモリアル拠点検討委員会報告書の素案について (2) 今後のスケジュールについて

④ その他

- ・ 令和元年8月3日(土)

市民参加イベント「これからのメモリアルを語る：東日本大震災の経験を未来につなぐ拠点とは」

- ・ 令和元年11月10日(日)

世界防災フォーラム一般公開セッション「東日本大震災メモリアルシンポジウム：経験をつなぐ、その意味とその姿」